

(仮称) 米山小学校校章デザイン募集要領 (案)**1 募集目的**

米山地域開校準備委員会において、中津山小学校、米岡小学校及び米山東小学校の統合校として令和9年4月1日の開校を予定している「(仮称) 米山小学校」の校章を決定するため、デザインを募集するもの。

2 応募資格

- (1) 登米市米山地域在住者
- (2) 登米市米山地域の小中学校、幼稚園、保育園に通学・通園している児童生徒とその保護者及び勤務している教職員
- (3) 登米市米山地域にゆかりのある方（以前居住していた方、米山地域に勤務している方など）

3 募集期間

令和6年9月1日（日）から令和6年9月30日（月）まで

4 応募用紙の配布方法

- (1) 米山地域の小中学校、幼稚園及び保育園に通学・通園している児童生徒とその保護者及び勤務している教職員は、各学校等を通じて配布する。
- (2) 一般の方は、行政区長配布により米山地域内の全世帯に配布し、そのほかに米山総合支所、米山公民館、吉田公民館及び中津山公民館には予備の応募用紙を設置する。また、市公式ホームページでも応募用紙を公開し、Wordファイル及びPDFファイルの両方を掲載する。

5 周知方法

米山地域には行政区長配布で学校再編だよりとあわせて応募用紙を配布し、同地域以外には市公式ホームページで周知する。

6 応募方法

応募用紙に、校章デザイン、デザインの説明（デザインの意図や込めた思い、何のかたちをもとにしたかなど）、氏名、児童生徒は学校・学年、一般の方は住所と電話番号（採用された場合や補作する場合に連絡をとる必要があるため）を記入し、次のとおり提出することとする。

コンピュータソフトで作成したデザイン図を応募用紙の別紙として提出することを可能とするが、その場合には、デザイン図の余白に住所、氏名を記入し（電子データで提出する場合はファイル名を「校章（応募者の氏名）」とし）、デザイン図以外の必要事項を記入した応募用紙と合わせて提出することとする。

応募は、1人1点までとする。

- (1) 児童生徒・保護者・教職員

児童生徒と保護者は、募集期間内に各学校等に提出する。また、教職員分は、各学校等で取りまとめる。(集計は不要)

(2) 一般の方

米山総合支所、米山公民館、吉田公民館及び中津山公民館に設置した回収箱に投函するか、教育委員会教育部学校再編推進室に郵送(期間内必着)または電子メールで提出する。FAXは不可とする。

なお、電子メールで提出する場合は、タイトルを「(仮称)米山小学校校章応募」とし、メール本文に氏名と連絡先を記入して、応募用紙を添付することとする。

7 作成上の注意事項

- ① デザインは、応募者自らが創作した未発表のものに限ることとし、作品中に第三者が著作権等の権利を有する著作物等を利用しているものでないこと。
- ② 既存の米山地域内の小中学校の校章を活用することも可とする。
- ③ 校章デザインには、米山地域に由来するもの、イメージできるものを取り入れること。
- ④ 校章デザインは、カラー・単色のいずれも可とするが、カラーで作成する場合は、モノクロあるいは単色で使用する場合にイメージが損なわれないよう考慮すること。
- ⑤ カラーの場合は、6色以内とすること。
- ⑥ グラデーション(ぼかし)・にじみなどの表現や写真は使用しないこと。
- ⑦ 拡大(1メートル四方程度)・縮小(1.5センチメートル四方程度)してもイメージが損なわれないよう考慮すること。
- ⑧ コンピュータソフトで作成し、電子データで提出する場合には、ファイル形式をJPEG又はPDFとし、ファイルサイズは5MB以下とすること。

8 応募上の注意事項等

- ① 校章として決定された作品に係る著作権などの一切の権利は、登米市教育委員会に帰属することとし、無償譲渡してもらうこととする。
- ② 応募に係る個人の経費は、応募者の負担とする。
- ③ 応募作品の返却は行わない。
- ④ 応募作品は、色彩の変更を含めた補作・修正を行う場合があることをあらかじめ了承してもらう。
- ⑤ 応募作品の著作権等について、第三者から異議申し立てや苦情などがあつた場合には、応募者の責任と費用負担で対処するものとする。校章として選定された後でも、作品の類似、盗作または募集要領違反が認められた場合には、違反作品による損害についても応募者が対処するものとする。
- ⑥ 応募者の個人情報、目的外使用を禁じ、教育委員会において適切に管理する。

9 決定方法

応募された校章デザインをもとに、米山地域開校準備委員会において決定する。決定にあたっては、米山地域開校準備委員会の各委員所属団体の意見を踏まえる。

なお、複数の案を組み合わせたデザインとすることも可能とし、その場合には応募者の

了解を得るものとする。

決定結果は、学校再編だより及び市公式ホームページで公表することとし、決定された作品の応募者にのみ通知する。氏名等の公表にあたっては、応募者（未成年者の場合はその保護者）の承諾を得ることとする。

(仮称)米山小学校校章デザイン募集

令和 9 年 4 月 1 日に開校予定の (仮称) 米山小学校の校章デザインを募集します。

新しい小学校への思い、米山地域への思いをイメージしていただき、子どもたちや保護者、地域の皆さんに愛され親しまれる校章となるよう、たくさんのご応募をお願いします。

募集の詳細	
募集期間	令和 6 年 9 月 1 日 (日) から令和 6 年 9 月 30 日 (月) まで
応募資格	① 登米市米山地域在住者 ② 登米市米山地域の小中学校、幼稚園、保育園に通学・通園している児童生徒とその保護者及び勤務している教職員 ③ 登米市米山地域にゆかりのある方 (以前居住していた方、米山地域に勤務している方など)
応募方法	裏面の応募用紙に校章デザイン、デザインの説明、氏名、住所・電話番号 (小中学校の児童生徒は学校・学年) を記入し、以下の方法で応募してください。 なお、応募は 1 人 1 点 とさせていただきます。 ① 米山地域の小中学校等に通学・通園する児童生徒、その保護者及び勤務する教職員の方は各学校・園に提出してください。(②の方法でも応募は可能です。) ② ①以外の一般の方は、米山総合支所、米山公民館、吉田公民館及び中津山公民館に設置している回収箱に投函いただくか、教育委員会教育部学校再編推進室に郵送 (期間内必着) または電子メールで提出してください。(FAX 不可) ※ 郵送先、電子メールアドレスは、下記の問い合わせ先をご覧ください。 ※ コンピュータソフトで作成したデザイン図を応募用紙の別紙として提出することもできます。その場合には、デザイン図余白に住所・氏名を記入して (データ提出する場合は、ファイル名を「校章 (応募者の氏名)」とし)、デザイン図以外の必要事項を記入した応募用紙と合わせて提出してください。 ※ 電子メールで応募する場合は、タイトルを「(仮称) 米山小学校校章応募」とし、メール本文に氏名と連絡先を記入して、応募用紙等を添付してください。 ※ 応募用紙は、米山総合支所、米山公民館、吉田公民館及び中津山公民館にも置いているほか、登米市公式ホームページからダウンロードできます。  (右の二次元バーコードからアクセスできます。)
応募上の注意事項	① 校章として決定された作品に係る著作権などの一切の権利は、登米市教育委員会に帰属することとし、無償で譲渡していただくことに同意いただきます。 ② 応募に係る個人の経費は、応募者の負担とします。 ③ 応募作品の返却は行いません。 ④ 応募作品は、色彩の変更を含めた補作・修正を行う場合がありますのであらかじめご了承ください。 ⑤ 応募作品の著作権等について、第三者から異議申し立てや苦情などがあつた場合には、応募者の責任と費用負担で対処するものとします。校章として決定された後でも、作品の類似、盗作または募集要領違反が認められた場合には、違反作品による損害についても応募者が対処するものとします。 ⑥ 個人情報、募集に関する目的以外には使用せず、登米市教育委員会で適切に管理します。
校章の決定方法	応募された校章デザインをもとに、米山地域開校準備委員会で決定します。 なお、決定にあたっては、応募者の方の了解をいただいた上で、複数の案を組み合わせたデザインとする場合もあります。 決定結果は、学校再編だより及び市公式ホームページで公表し、決定した作品の応募者にのみ通知する。
問い合わせ	登米市教育委員会教育部学校再編推進室 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場 18 番地 電話：0220-34-2679 電子メール：gakkousaihen@city.tome.miyagi.jp

応募用紙は裏面です。

(仮称) 米山小学校の校章デザイン応募用紙

氏名	学校・学年 (小中学校児童生徒のみ)	学校 () 学校 学年 () 年生
住所・電話番号 (小中学校児童生徒以外の方)	住所 〒 電話番号 ()	
校章デザイン		【作成上の注意事項】 ① デザインは、応募者自らが創作した未発表のものに限ることとし、作品中に第三者が著作権等の権利を有する著作物等を利用しているものでないこと。 ② 既存の米山地域の小中学校の校章を活用することも可とする。 ③ <u>校章デザインには、米山地域に由来するもの、イメージできるものを取り入れること。</u> ④ 校章デザインは、カラー・単色のいずれも可とするが、カラーで作成する場合は、モノクロあるいは単色で使用する場合にイメージが損なわれないよう考慮すること。 ⑤ カラーの場合は、6色以内とすること。 ⑥ グラデーション(ぼかし)・にじみなどの表現や写真は使用しないこと。 ⑦ 拡大(1メートル四方程度)・縮小(1.5センチメートル四方程度)してもイメージが損なわれないよう考慮すること。 ⑧ コンピュータソフトで作成し、電子データで提出する場合には、ファイル形式をJPEG又はPDFとし、ファイルサイズは5MB以下とすること。
デザインの説明		
(デザインの意図や込めた思い、何のかたちをもとにしたかなどをわかりやすく記入してください。)		

【参考】米山地域内の小中学校の校章

中津山小学校  中央に平和を表す鳩をデザイン。校庭に桜の大木がたくさんあったことから、桜の花びらを鳩の周りに配した。	米岡小学校  白石家の居城である鶴ヶ城があった古館廻りに立地することから鶴の意匠を用いた。 鶴は長寿を表すことから、児童の心身の健やかな成長と、大志をいだき未来にたくましく飛翔することを願って翼を広げた様とした。
米山東小学校  米山東小学校の校木は、「ヒイラギ」。ヒイラギの幹は堅く、なおかつしなやかであり、衝撃などに対しても強靱な耐久性をもっているという特長がある。 知・徳・体において、バランスよく、たくましく、そしてしなやかに成長していくことを願って、ひいらぎをモチーフにした。	米山中学校  旧吉田・米山両校の校章から、雪の結晶と稲穂とを組み合わせることで米の文字を表し、中央に山中を配して、統合中学校の歴史と米作地帯の地域性をあらわし、町1校の将来を祝福したものである。